

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回)發行

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷七十二第

行發日一月八年三和昭

論叢

租稅分類の一案 法學博士 神戸 正雄

特殊社會學概念の批判 文學博士 米田庄太郎

經濟靜態について 文學博士 高田 保馬

說苑

財政以外の課稅目的 經濟學博士 汐見 三郎

海運市場に就て 經濟學博士 小島昌太郎

經濟法の概念 經濟學士 橋本 文雄

雜錄

米國の地方自治と財政 經濟學士 中川與之助

土佐藩に於ける武家の借滯作配 法學士 松好 貞夫

貨幣數量說への一考察 經濟學士 松岡 孝兒

百姓一揆發生の季節 經濟學士 黒正 巖

法令

治安維持法中改正・重要輸出品取締規則

(録 輯 專)

土佐藩に於ける武家の 借滞作配

松好貞夫

一 序 言

徳川時代の封建社會は、本來武士と農民とに依つて組織せられ、「士は農を治め、農は士を養ふ、¹⁾」といふのが政治經濟の原則的關係であつて、従て工商の町人

1) 徳川百箇條、

階級は此關係に與らぬ有害無益なるものと思惟せられてゐた。併しながら概ね中期以降に至つて社會上經濟上の進歩に伴ひ、武士は最早や農民の勞働に倚りてのみ生活を續くること能はず、農民も亦武士階級を支持する實力を失ひ、相互の經濟關係が維持せられざるに及び、此處に武士階級は新らたなる財用の支給を農民以外の即町人階級に向つて求めざるを得なかつたのであるが、元來町人は武士階級の絶對支配に委ねられてゐた所謂封土の耕作とは無關係なる職業者なりし所より、武士は町人に對し勝手氣隨に聚斂を行ふ譯には往かず、農民に對しては租稅年貢といふ立派なる名目を驕して荏み得たるに反し、町人には冥加・運上或は御用銀・借上等と稱して、苟もその意思に訴ふる形式で以て米銀の融通を乞はねばならぬ事情に在つた。²⁾

名目は冥加運上又は御用銀の何れにしても、武士が特權を以て町人より課徴し得るものであれば、未だその經濟的破綻を免れ得たであらうが、借上となれば公私の如何を論ぜず債權債務の關係に於て、元利の支拂

その他契約に因る義務履行の拘束を蒙らなければならぬ。斯て農民の勞働で支持し切れざるに至つた武士階級の消費經濟は、一部町人階級に對する特權的課徴で償却せられたが、その大分部が即負債となつて現はれたのは正に理の當然であつて、これ頗て蒲生君平をして「大阪の豪商一度怒て天下の諸侯懼るの威有り」と喝破せしめ、大鹽平八郎をして「大阪の金持共年來諸大名へかし付候利得の金銀扶持米等を莫大に掠取、未曾有之有福に暮し、町人之身を以、大名之家老用人格等に被取用、」ことを飛擧せしむるに至りし所以に外ならぬ。³⁾

されど政治的には工商者流も百姓と共に武士の權柄に支配せられてゐた。故に武士階級が經濟的に行詰りし局面を打開せんと欲すれば、此の優越せる政治的權力を利用することは極めて重要なる一方策であつたのである。江戸幕府は寛政二年に旗本御家人等が、札差商人より年々借財を爲し、それが積み重なりて家計困難に陥りしため、天明四年以前の借財を悉く帳消とな

2) 本庄博士、「近世封建社會の研究」178-184頁、

三浦博士、「法制史之研究」244頁以下、

3) 本庄博士、前掲書、183,194頁、

し、此等の商人には幾分の手當を施して一切を棒引となす所の有名なる棄捐を斷行し、その後天保十四年十二月にも亦右に倣つた暴令を布きて、武士階級の救済を策したのであつた。又金澤藩に於ては天明・天保の兩度に亘り徳政類似の仕法が行はれて、主に武家農民の債務の解除又は輕減の途を講じたといふことである。惟ふに武家負債の行政的處分こそは、當時彼等に與へられし有力なる救済策であつたであらう。既に武士階級の窮乏逼迫が幕政中期以後の普遍的現象であつたとすれば、右の如き方法の企てられしことも勢ひ稀ならざりしことと思はれる。

山内侯の土佐藩に於ては、「借滯作配」なる名目の下に、武家債務の行政處分が行はれし事實がある。土佐藩は享保時代此の方財政救済の爲に、再三諸士の知行扶持の借上を令したのであるが、一般武家の間にては夙に町人より米銀の融通を受け、知行扶持等は之を「宛義」即その擔保に書入れたものであつて、債權者たる町人は年々右知行扶持等の幾分かを領收して貸米銀

の年賦支拂を受けるといふ慣習が行はれてゐたのであつた。(註) 故に今若し藩が知行扶持を借上げんとする場合には、一先づ武家の債務支拂を中止し、並びにその利留を布令する必要が起らざるを得ないし、又一旦支拂を中止せる限り、爾後の辨濟仕法に關しても何等かの配慮を與ふる必要があつたのである。同藩では此の如き意味に於ける武家債務の處分を「他借作配」と稱した。「他借」とは「借上」即「公の債務」に對する「私の債務」の意味に用ひたものかと思ふ。所が斯て支拂を中止せられし武家の私借が、藩の借上の都度に停滯を重ねて遂に莫大の額に嵩み、益々武士階級の困窮を助長するに至りしは自然の成行きであらう。此處に於て藩は更に停滯せる武家の債務の處分を考慮しなればならぬこととなつたのである。この處分が即本稿に所謂「借滯作配」であつたのである。従て他借作配も借滯作配も均く武家の個人的債務の處分であつたのであるが、前者が借上の爲にせる政策なりしに反し、後者は武家の救済を直接の目的となした點に兩者の重要な

4) 本庄博士、「日本社會史」253-6頁、

5) 土屋衛雄氏、「封建社會崩壞過程の研究」310頁以下、

る別が存してゐた。が併し乍ら兩者が緊密なる關係を有することは説を俟たぬ。而して他借作配は享保以來の記録に散見し、借滯作配は漸く文化以降に之を認め、以下順を追ふて借滯作配の顛末を概説せんと欲す。

(註) 「宛義」とは借金の抵當に入りたる俸祿の類を云ふ。

此中より年々所定の割高を貸主に支拂ひて、年賦に債務を償還する仕法である。

二 他借作配の仕法

武家生活の窮乏は徳川時代に共通の現象にして、毫も奇とするに足らぬ。土佐藩にても家中及び奉公人の窮乏は既に久しい。寛文五年の記録に「以自力奉公役相勤候輩は奇特千萬に候」とて、借金を負はぬ者が衰賞に與り、或は「家中侍共方に自國他國共借物諸代物年々相滯らせ、町人共令迷惑之由聞届候、然は借銀買掛爲返辨、改替(寛文三年野中兼山失脚後の政變を指す、一筆者)以後面々望之通城銀過分に令借用候、云々と見へ、此時代に於て早く武家の生活が苦しい状態

に在りしことは明瞭であるが、然も藩に蓄財のある間は、兎も角も當座の急を糊塗し得たるが如くである。然るに中期以後になると、藩も亦武家の窮乏を顧みるに違なかりしのみならず、却つて彼等より俸祿を借上げて必要なる經費を支辨せざる可からざる状態に差追つた。

斯て借上に隨伴して促されし所謂他借作配の仕法を見るに、享保十三年の令に依れば、家中及び奉公人は一統にその家祿扶持の三分一を借上げ、五人扶持以下の小身には之を用捨することゝ爲した。但「借物裁許之義は御借上御用捨に不拘、五ヶ年一統之無拂に裁許仕候」とあつて、武家の債務は借上受命の有無に論なく、全て五ヶ年の支拂停止を申渡したのであるが、町郷浦三民の借金には固より右の作配を適用しなかつた。次で明和三年六月に至り半知借上の令を發したるが、此際武士の個人的債務は同年五月廿二日迄の分を古借と定め、それ以後のものを新借と爲し、古借分は借上年限の中返辨の延期を命じ、新借分は物成收納の

6) 馬詰文書、「御記録抄寫」九冊之内、

7) 憲章簿、「官掟之部」卷一、42.

節夫々債務者の家祿扶持から代官役が差引を行つて、相違なく銀主に拂遣す可き作配方を令し、而して地方知行たると藏米知行たると、或は物成切符たるとを問はず、家祿扶持は何れも半知借上の期間は夫々所定の負担額を引去りて、その殘高を給人に支給するものなれば、この殘高を超過して家祿扶持を他借担保に書入れてはならなかつたのである。又器財衣服等を入質せる者は、借上之内利拂に及ばず、質物は貸主方で保管す可きものであつた。乍併、右の借上期間が幾何なりしか、及び期間滿了後の支拂方法を如何に指令せしかは明かでない。

其後文化十年六月には江戸より關東筋諸川の普請御手傳を命ぜられ、俄に莫大なる物入を加へたので、一時上方にて借入金をもて上納方を濟したのであつたが、忽ち右借入金金の返辨に窮した藩は、同月十二日家中並郷士、諸奉公人、寺院社人に至る迄、凡そ藩より受くる収入は地方たると藏米たるとに分ちなく、一樣に半知借上を行ふ可き旨を達し、同時に次の他借作配

を公告したのであつた。¹⁰⁾

一 御家中並郷士諸奉公人寺院社人其他借銀米、且三支配銀米割拂其外諸役手拂共、今酉六月十七日、來戌六月迄無利を以拂闕年之管、來七月、向々口録等宛義入候分取扱方は其支配方、作配有之管、尤今酉六月十七日御觸已後之借物は勿論無間違返辨有之管、將亦御借上御免被仰付候面々は貸銀米取立爾來之通

一 器財衣服等質物を相渡候借物は御觸出候前日迄之分は來戌六月迄利拂に不及、貸主方に扣置管、勿論相對を以受返し候義は格別之事

一 他國借金は不被及御作配相對を以始末有之管之事

酉 六月

右の達文は他借作配の總則にして、作配實施の範圍及び期間を布令せるものであることは一見して明かであるが、既に一言したる如く、當時武家の他借は知行扶持等の類を借金の擔保に書入れ、年々その幾分かを引去りて債權者たる町人に償却して行く辨濟方法が通

8) 憲章簿、[穀泉之部] 卷一、35.

9) 憲章簿、[官掟之部] 卷一、72.

10) 憲章簿、[官掟之部] 卷二、108.

例であつたので、此總則に基き同年七月十八日に御町方より右の償却仕法に關する大要左の如き作配布令が發せられたのである。¹¹⁾

此度半知御借上被仰付に付、御町方支配銀米作配方左之通

御侍中御藏知御切府并諸奉公人類日録宛義入を以貸付有之分、酉春本へ、殘分酉年取立不被仰付、翌成年へ向々爾來被定置候年賦利貳拾ヶ年延被仰付候事

一御家中并諸奉公人類日録御代官証文差入、三支配之者手前に而仕送之分、去中の暮差引殘無利貳拾ヶ年賦、尤分限不相應之借銀年賦銀主相對次第を以御町方引落に而可爲受取、尤今酉年御取立不申、來成年へ向々右之通、向後酉年分日録は本主へ可爲指返事

但、借主有之成年へ向々日録をも相渡有之候はゞ、日録取遣之儀時宜之御詮議被仰付管

一今酉正月へ同六年十六日迄借有之分は、來成年へ

向々五步立拾ヶ年賦に爲受取可申事

附り、本文之譯は御家中并諸奉公人類日録等宛

儀指入借用分之事

既に前出總則に見へし如く、今次の作配は借上の範圍全般に亘る他借、及び諸役手拂の支拂を停止し、且つ借上一年間の利留を爲したのであるが、右の令は御町方支配に屬する家中并諸奉公人の家祿扶持を擔保となせる債務の支拂に關する作配仕法である。然るに御町方取扱に屬する武家債務は、後出の記録に照合すれば町人を相手方となし、且つ主に藏米知行の類を担保となせる債務に限られてゐたやうであるから、右の作配仕法も亦郷方浦方住民を相手方となせる債務、及び地方知行を擔保となせる債務は何れも除外せられてゐたものであつて、此等は代官役の管轄に屬したものと解するのが至當であらうと思ふ。尤も、これも後出の記録に見ゆる如く、郷浦二民にても御町方住居の者と同様の生業を營める者、即工商人の債權は便宜御町方作配に管屬してゐたのである。代官方の作配式書は判

11) 憲章簿、「官掟之部」卷二、110。「穀泉之部」卷一、97。

明しないが、併し武家の債務が殆ど町人を相手方となしたることは固より説くを要せぬ所であつて、假令地方知行を擔保とせる債務が除外せらるゝにしても、右の御町方布達に準則して處斷せられし所謂他借は尙ほ相當莫大なる額を占めてゐたものであらう。従て之を以て他借作配の大體を推測しても大過はあるまいと思ふ。

御町方作配の要旨は、借上一ヶ年は支拂を停止し、その上に於て無利息貳拾ヶ年賦と爲すに在り、之に多少の例外を附したものであるが、「爾來被定置候」云々とあつて、從來の年賦が二十ヶ年を原則となせること、並びに從來も他借作配に年賦償還法を實施してゐたことが窺はれる。又藩は以上の外に屢々借上を行つてゐるので、其度毎に他借作配を併せ行つたことも間違ひの無い所であらうと思ふのであるが、記帳の上に留つてゐるのは既述の外に見當らぬ。

武家及び諸奉公人の私借が、多くは家祿扶持を擔保に供し、然も便宜收納官司に於て所定の割高を取立て

て銀主に年々支拂ふといふ手續を採つてゐたことは、前掲の記帳にも現はれてゐた。然らば凡そ此の如き年賦償還仕法は他借作配の公令に因るものであるか、又は此種貸借の慣例に基くものであつたか、單に所引の文面のみにては遽かに斷定し難い。但し前に一言せし如く家祿扶持の類を擔保に供する趣旨は、祿米收納の時期に債務の幾分を濟崩しつゝ、之を年賦に支拂ふことであつた。故に契約に基く年賦償還も亦便宜收納官司に於て取扱ふ慣例であつたのであらう。唯その異なる所は前者に在つては償還期限が契約に依らず、他借作配の公令に準據したる点に在る。

斯て他借作配の結果武家の債務は借滞して、益々生計困難に陥りしかば、藩は終に借上とは別個に武家救済のために借滞作配を立案せざる可からざるに至つた。乞ふ次に之を述べん。

三 文化度の借滞作配

文化十年六月に借上令を布達せる藩は、早くも翌十

一年十一月借上期満了の後を享けて借滞作配を發令し、「去酉六月年賦割拂に相成居候分并相對拂共」大年賦に行ふ可きことを命じた。令に曰く、¹²⁾

一 御家中地方知行并小給に掛る借滞、銀米員數之多少年數に不拘、天和平等を以物成米百石に付壹石宛孰も利留以今戌年々向々代官に而引落拂之筈

一 御藏米知物成米切符給金銀に懸る借滞之分、右割當り之通を以拂入於御町方引落作配之筈

一 御扶持迄被下置候面々は壹人扶持を壹石と立、石に五合拂入之筈、毎年十一月渡御扶持米を以於御町方右同斷

但右御扶持米押方は借滞有之面々名前御扶持米方へ根廻いたし置、於彼役場指押拂入相濟候指
出御町方耳判を以取扱之筈

一 御役料は差除向後分限に出入有之時は、増減に應じ拂方被仰付、尤地方之分若凶年に而免下り有之
也も、右拂入米は素り増減無之筈

一 儉約入此度被差明面々借滞をも前件之通取扱被仰

雜錄 土佐藩に於ける武家の借滞作配

付筈、尤右面々には物成米百石に付貳石宛、御扶持被下置は壹人扶持を壹石と立壹升宛拂入之筈

一 地方御藏知并御扶持切府取交せ有之面々は、其宛義に従ひ借滞地方へ懸る分は代官方、御藏米等へ懸る分は於御町方に作配之筈

一 銀錢借滞分は石に銀七拾匁之相場を以米に直し作配有之筈

一 借滞鮮面々右宛拂入候而は、去年分年賦作配員數を拂増に相成候面々も有之、其分は去年分被定置通作配有之筈、尤立分は利留被仰付候事

一 銀主數主に分候分は右割當拂入米借滞之高に致割賦之筈

一 御家老中借滞は爾來引落等之作配は無之候得共、此度は年數を引候筋候得は引落之作配有之筈

一、御家中初末々迄去年分作配有之年賦に不付、相對を以拂方いたし居候分右同斷

但文化五辰年十二月迄差別無之其儘に相成分は作配無之筈

第二十七卷 二七一 第二號 一二三

一 他國借滞之分は作配無之事

一 去酉六月十七日以來之新借は約束之通相對之管

前件之通御作配被御仰付候に付、莫大之借滞に

付、銀主共可令迷惑に付、重御詮議之上御的用

銀之内銀六百貫目三支配へ被相渡、銀主へ割賦

いたし、相殘借滞右之通分限に准し拂入致作配

管、且右渡方も御町中銀主共は不及申、郷浦人

たりとも町人同様之生業相立居候者共作配有之

管右之通被仰付候間借人之方は借滞縮書に分限

付に拂入米盛共草案之通相調可被差出候、三支

配(郷浦町三方を云ふ、一筆者)銀主之差出は支

配之庄屋手前に而帳面に取縮、是又案文之通双

方當月廿九日限支配方取次を以御町方役場へ差

廻す管

一 當年最早餘日無之次第に御用繁多之時節に付、御

代官証文始末等は相調ましくに付、代官方引落作

配分をも前件之通縮書双方へ御町方へ受取假根居

を以、當年分拂入は於御町方作配有之管、其上を

以御町方へ御代官へ引落、御代官証文は來亥二月

限始末書方被仰付管、且兩役場今戌年へ拂米は割

賦之根居相濟候上銘々十二月十日限町方へ拂

出、銀主共へは御町方へ相渡管、尤平等相場を以

錢納勝手次第に候事

附り、右割賦米盛は追而觸達無之管に付、双方

より御町方役場承合之管

文化十一年十一月

御町方

御郡方

御浦方

(縮書案文略)

文中言ふ所に據れば年賦取扱は擔保の種類が地方なると藏米なるとに依りて、或は代官方に於て或は御町

方に於て行ひ、銀借のものは時の法定相場を以て米に

換算して官司の扱を便にしたが、取引の支障を考慮し

て「御的用銀」六百貫を支出して銀主に按分し、その殘

高に對して本文の償却法を適用したのであつた。此他

細目は原文に依つて知り得る所で敢て説明を加へぬが、爰に注意す可きことは本令の適用せらるゝ借滞の範圍である。即ち「他國借」及び前年六月十七日以來の「新借」を除き、「御家中初末々迄去年分作配有之年賦に不付、相對を以拂いたし居候分」にまで一様に作配を行つたのであるから、從て前述の他借作配に與り得ざりし「分限不相應之借銀」の類も以後相對に依らざることとなつたのである。

更に注意しなければならぬのは、右の償還仕法は債務額を年賦にせず、各自所得の百分一を原則に年賦償還高を決定したるが故に、格別に償還期限が無かつたといふことである。又借滞債務は全て米銀の借入に關するものなることを要し、品物掛代は本令に謂ふ所の借滞から除外せらる可きものであつた。同年十二月十八日の達に、町人に「心得違之者有之員數増并諸品代等借滞同様認出候趣相聞不埒之至に候」と云つてゐる。¹³⁾此種の債權は相對の交渉に委ぬ可き性質のものであつた。無論町人が掛代金まで記入申せしことは、借滞作

配が相對の請求に比して確實なりしために外ならず、反對に武家にはそれだけ苦痛を與へしことと思はれる。

右の如くにして年々武家の收入を引落して、官自ら之を貸主に返付する面倒を見てゐたのであつたが、何分借滞が莫大であつたため、容易に全部の決済が望まれなかつた。されば作配開始より十年を経て文政八年三月に至り、第二回の借滞處分を公布し、前回のそれを破棄せざる可からざるに至つたのである。然れども兎も角も十ヶ年の間右の方法を持續して來たことに就いて、官司上下の努力は大いに諒とす可きものがあつたであらう。(註)

(註) 本文と直接の關係はないが、此時代に武家の人別及び稼高が幾何なりしやといふことは相當興味ある問題であらうと思ふ。併し遺憾乍ら當時のことは明かでないので、最も近い年代の記録として左に「寛政四子年奉之改」¹⁴⁾を引照して參考に供す。

都合侍千九百五拾四人

内

13) 靈章簿、「穀泉之部」卷一、107.

14) 御記録抄寫、

七百三拾八人

壺人

隱居

三百九拾六人

親掛惣領嫡孫共

貳拾四人

御扶持切府被下末子惣領共

七拾八人

御扶持迄被下末子惣領嫡孫共

九拾七人

御日見迄末子

貳百人

與力騎馬

四百貳拾人

郷士

都合知行 拾三萬五千三百八拾石

但郷士領知は不入

内

七萬六千三百四拾五石

地方

五萬二百五拾石

御藏米足輕知諸役料共

八千七百八拾五石

新田

都合新田役知 貳千貳拾石

都合千九拾七人扶持

都合切府 四千八百百五拾九石餘

外二

現米 九拾五石餘

御合力米 四拾石

地面 貳町貳反餘

四 文政度の借滯作配

文政八年三月卅日、藩は過去十年間に於ける借滯作配の實績に鑑むる所あり、その到底繼續の由なき所以を述べ、愈々最後の斷案を達して曰く、¹⁵⁾

覺

御家中初諸奉公人借滯及増長、去ル戌年重き御詮議之上表銀并御借入銀を以銀主共へ被渡遣、殘分面々知行物成切府切米等百歩一宛を以御作配被仰付、去未年分迄都合拾ヶ年分銀主共へ被遣候、去申暮取立有之分例之通今酉暮に至り被渡遣筈之處、根元借滯銀高莫太之儀に付際限も無之に付、此度又々御詮議之上銀主手前打切御作配被仰付候、然は此儘に而相殘借滯分引捨被仰付候而は銀主共可令迷惑に付達々重き御詮議之上八錢貳百貳拾貫餘三支配役場へ御借入に相成、銀主共手前高銀に應配當被仰付 向々之儀は別稱式書之通被仰付候條、此旨厚相心得尙巨細之儀は双方御町方銀米方役場承合候様被仰付候

右之通被仰付候條心得違無之様支配中可被觸聞

候、已上

文政八酉年三月卅日

即文化十一年より文政六年まで滿十ヶ年の間夫々引落支拂を繼續して來たのであつたが、如何にも際限なき始末であつたであらう。於此處、既に文政七年度に取立てし分をも一先づ銀主に支拂ふことを中止し、更めて藩廳に於て八錢貳百貳拾貫餘の借入を爲し、(註)之を各銀主の債權高に應じて按分し、尙殘額の分に對しては別紙式書の條項に従つて打切作配を行ふこととなしたのであつて、江戸幕府の棄捐に似寄れる仕法と云へよう。式書には次の如くある。

借滯作配式書

去ル戌年御家中を初諸奉公人借滯百步壹拂御作配被仰付、此度御詮議之上打切御作配被仰付、

式書

一去ル戌年委細式書之通百步一拂を以借滯皆濟に相成迄之年數、今四年より拾ヶ年迄に皆濟相成分は是迄割宛之通員數貳ヶ年分を以て銀主手前打切

之筈

一右同斷拾壹ヶ年より貳拾年迄に皆濟に相成分は、右同斷三ヶ年分を以右同斷

一右同斷廿壹ヶ年より三拾ヶ年に相成候は、右同斷四ヶ年を以右同斷

一右同斷卅壹ヶ年より以上皆濟に相成分、年數に不拘(不明)右同斷五ヶ年分を以右同斷

一右打切銀借滯主より右之通一度に取立候而は却而迷惑可有之に付、右割當之積を以凡八錢貳百貳拾貫目計六歩之利立を以三支配へ借入、銀主共へ割賦之通配當いたし遣、相殘借滯不殘引捨之筈

一右御借入銀壹ヶ年六歩之利立に被仰付候に付、借滯主より取立分も前件に相記打切年之通六歩の利立成崩之割を以御町方へ取立之筈

一右年限中分限出入有之共、増減に不拘取立方被仰付筈

一右之通定候得共借滯主之考を以只今相束皆濟致分は無利を以取立候筈、壹ヶ年或は貳ヶ年限に致拂

入候儀も勝手次第、當暮、向々拂出候分は利潤被召置告

一右御振替銀証文案紙左之通、尙互細儀は御町方役場承合、來ル四月廿九日限右役手へ差出告

(振替銀証文案紙略之)

以上が文政八年の借滯作配案の主文である。これに據ると從來の償還年賦高に依る皆濟年限を各拾ヶ年單位に校量して、二年乃至五年分の支拂を爲し、皆濟年限卅壹ヶ年以上に及ぶ分は年數を間はず一律に五年分を支拂ひ、殘額分は何れも銀主手前打切に附して仕舞つたのである。而して右償還合高を略前掲文中の金高に概算して之を六歩の利息で借入れ、各借滯主に貸付けて銀主に返却せしめたのであつた。償還資金の回收仕法は主文に規定せる所であるが、尙振替銀の註文案文には「何那何村知行物成之内上納相濟迄宛義に入」云々の文言が記されてゐるのであつて、矢張り藩より受くる收入の中を以て年々取立てられしものであつた。

文化以來の借滯作配は概要以上の如き過程を経て落

着したのであつた。然るに天保十二年の記録と覺ゆる「天保五年より同九戌年迄五ヶ年平等壹ヶ年分御收納銀米并御國江戸上方御入目縮」の末尾に、「去ル亥年厚恩召を以出米御免借財御作配等被仰付」云々の語を載せてゐるのであつて、上述の借滯作配後に又別個の武家救濟策が實施せられしもの如くであるが、これに關しては詳細の點を知ることが出来なかつた。機會にあらば他日増補することにし度い。

(註) 高知市の郷土史家武市佐市郎氏の「錢貨換算」に據れば「八錢」とは「八錢を以て十錢に宛つる義であらう、但天保通寶の如きは、八厘を以て一錢に通用せし類である。」云々。即八錢とは錢價相場より稱へしものであらう。錢價相場に關する記録は此他にも間々散見する所である。天明七年正月の文書に「去年御賣物九拾文御通用を以御相場八拾三匁に御極被仰付」とあり、寛政六年八月の高知魚市場訓條に「魚市場之通用向後八十五錢邊に相定候」となせるが如きこれである。而して武市氏は右に基き八錢貳百貳拾貫が二千二百兩に換算せらる可き理を教へられた。

五 結 言

- 16) 土佐史料、卷六一、
 17) 土佐史談、第一七號所載、
 18) 池川用居非常大要記録、
 19) 御町方雜事拔書、上、

要之、土佐藩の武家借財の始末は三段の過程を経て行はれた。第一は藩の借上手段としての他借作配即債務支拂の延期であり、第二は右支拂延期の結果停滯せる債務の年賦償還仕法であり、最後に年賦償還殘高の棄捐これである。然もその各過程に於て武士階級の困窮を救済し、又は之を緩和せんとしたことは争ふ可からざる所であるが、同時に主なる債権者たりし町人階級の利害を考慮せし事實も否み難いところである。

試みに各時期に於ける兩當事者の利害を比較せんに、武家は、第一の作配で一時支拂を延期せられ、且つ利息を撤去せられたのであるが、半知借上といふ過重なる上納を餘儀なくせられし故に、固より貧窮が緩和される譯ではない。尤もこれは本來武家の救済を目的に行はれし策にあらざれば止むを得ずとして、然らば第二の作配に於ては如何といふに、今次には借上は伴はなかつたのであるが、債務關係は依然として、繼續して、纔に償還期限が延張し、年度負擔額に幾分の輕減が期待せられしのみであつた。第三の作配にては債務

の一部を返却して悉皆債務關係が帳消せられたので、此處に始めて安堵の思を致したであらう。但右一部の返却資金に就いては、それだけの負債が新に藩を相手方として生じたので、さのみ徹底せるものではなかつた。加之、武士の生活は年を経るに従つて窮乏に陥りし時代のことなれば、假令年賦負債が除去せられたりとて、爾後の生計が如何程か緩和されよう。且又從來町人相手の債務なりしものが、藩を相手の關係に還元せられて、収入の幾分かを「指押」られしが如き、蓋彼等の頗る恐縮とせざるを得ない所であつたと思はれる。彼れ是れと考ふる迄もなく、凡そ此の如き作配は到底武士階級の生活を安定せしむる所以にあらず、一時的彌縫策として僅に小康を期するだに容易の業ではなかつたのである。

次に町人階級は第一第二に於て利留及び債權の回收延期を蒙り、又第三に於ては多少共に債權を放棄しなければならなかつたので、何れにもせよ損失は免れ得ぬ所であつた。とは云へ武家の貧乏世帯を的に回收の

見込なき債權を抱へてゐるのに反し、藩の口添に依つて着々取立つることが出来れば、それは契約に戻る點がありしとするも、寧ろ彼等には望外の救濟であつたかも知れぬ。單にそれのみではない、第二の作配に於ては既に銀六百貫といふ大金が彼等の手前に配當せられたのではなかつたか、借滞作配が武士に苦痛なりしそれだけ、却つて町人には迎へられしものであつたと評しても強ち故なき妄言とは思はれない。世は最早や武家の支配から町人の掌中に移されてゐた。「淺茅の露」なる書に「御侍并諸奉公人過半勝手難澁之者、銀米借用彼等（町人を指す、一筆者）にたより世を渡り申故、自然と財用の權威は町人に有て武家をあなどり候様に成候事も、元侍の風俗崩候様の故にて候得共、通用之銀米品柄價の相場等も彼等が計る如く也候事多く、諸役場の作配町人共之爲能様の事に成候事多候」云々とある。時勢斯の如くんば武家のためにせる策が必ずしも武家の爲になり得ず、反對にそれほど町人の不利益にもならなかつたのである。當時武家が暴舉を敢て

すれば、町人は締貸の方法に依り之に對抗したるを以て、忽ち金融逼迫に陥り、難は寧ろ武家に加つたといふ。實にも抗し難きは時勢の流ではないか。従て此時代に於ける武家町人間の貸借關係を處分する上に、武家偏重の政策を弄することは餘程困難であつたであらう。或は江戸幕府の棄捐にまれ、金澤藩の徳政仕法にまれ、或は又土佐藩の借滞作配にまれ、恒に町人の利害を考慮せる跡は歴然として蔽い難い。之を彼の鎌倉時代や室町時代の徳政に比して考ふるに、前者が主に御家人の利益を日睹して行はれ、後者は凡そ上下を通じて均等に適用せられ、而して江戸時代の之と類似の仕法が武家本位たらんと欲して、然も尙ほ町人の爲に參酌を避け得ざりしことは、惟ふに各時代相を反映せるものであつて、此種仕法の効果及び影響の範圍程度に就ても亦同日に論ず可からざるものがあつたのである。

- 20) 土佐史料、卷三二一所收、
 21) 本庄博士、「近世封建社會の研究」138-9頁、
 22) 本庄博士、「日本社會史」163,169頁以下参照、